

[レフリー論文 研究ノート]

## 社会福祉法人の内部留保に関する研究

陳 峰 榕

Research on retained earnings of social welfare corporations

CHEN, Fengrong

本研究は、社会福祉法人の内部留保に関する研究をさらに深く検討するために、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯や定義、内部留保の保有目的等を整理したうえで主な先行研究を概観し、現在までの知見を整理した後、今後の研究の方向性を提示することを目的とする。

まず、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯は、2011年に松山氏の日本経済新聞での記事を発端とし、これを機に社会福祉法人の内部留保問題について社会からの関心が集まり、内部留保問題が多方面に取り上げられて、調査や分析が行われるようになった。さらに、2017年4月1日に改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定することが義務化された。次に、先行研究における諸内部留保の定義を資金留保と利益留保に分け、各著者が等しく内部留保として表現しているが、それぞれに指すものが異なっていることと、同じ著者であっても、分析目的によってその捉え方が違うことを明示した。続いて、先行研究における社会福祉法人の内部留保の保有目的を将来的な事業資金の確保や不確実性への備えと、継続的な組織の維持運営のために分類した。さらに、社会福祉法人の内部留保に関する理論研究は、主に財務諸表における勘定科目が問題であり、先行研究における実証研究では、社会福祉法人の内部留保の実態を捉えることを目的としたものが多いことが明らかになった。

最後に、データの分析期間の拡大、内部留保の構造の考察、内部留保が過大な要因と他の素因との検討、地域性の考慮、定性調査の必要性、社会福祉充実残額を対象として研究する事例の検討などを今後の研究の方向性として提示した。

キーワード：社会福祉法人 (social welfare corporations)、内部留保の保有目的 (purpose of holding retained earnings)、資金留保 (reservation of funds)、利益留保 (profit retention)、社会福祉充実残額 (balance of social welfare enhancement)

### 1. はじめに

近年、社会福祉法人における内部留保の問題への関心が高まっている。その発端は、日本経済新聞(2011年7月7日付)の経済教室に掲載された松山氏の「黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への拠出議論を」という記事である。その後、社会福祉法人の内部留保問題が行政刷新会議をはじめ、社会保障審議会、財務省や会計検査院などに多面的に取り上げられ

て、調査や分析が行われるようになった。加えて、少子高齢化の進展、共働き世帯の増加、都市化による貧困問題などが社会背景にあり、社会福祉法人の存在意義が高まっている。さらに、社会福祉法人は国や地方公共団体からの補助金や助成金で事業運営をし、税制優遇も受けている。これに対して、社会福祉法人の内部留保の実態はどのようになっているかを検討することが重要である。

そこで、本研究は社会福祉法人の内部留保に

関する研究をさらに深く検討するために、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯や定義、内部留保の保有目的等を整理したうえで、それらを考察する。加えて、社会福祉法人の内部留保に関する主な先行研究を概観し、現在までの知見を整理した後、今後の研究の方向性を提示することを目的とする。

## 2. 社会福祉法人の内部留保

### 2.1 社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯

前節で言及したように、2011年7月7日の日本経済新聞の「経済教室」に掲載された松山氏の「黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への抛出議論を」という記事をはじめ、社会福祉法人の内部留保問題は社会から注目されるようになってきた。その後、2011年11月22日には行政刷新会議による提言型政策仕分けが行われ、そのなかで、「介護職員の処遇を改善するための方策は何か」という論点に対し、「介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはそのまま活用を行うべき」と提言している。

次に、2011年12月5日の第87回社会保障審議会介護給付費分科会では、厚生労働省により、平成22年(2010年)度末の1,087法人(全国6,126法人)の特別養護老人ホームの内部留保額は1施設当たり平均約3.1億円という結果が報告なされている。これに対し、財務省はこうした厚生労働省の調査結果は「平均値を示すことにとどまることから、実態把握が不十分である」と判断し、その調査を基にさらに詳細な分析を行い、2012年7月3日に、それらの結果である「平成24年度予算執行調査の調査結果の概要」が公表された。次に、厚生労働省は2012年9月から12月にかけて、明治安田生活福祉研究所に委託調査を実施し、その結果<sup>1)</sup>が2013年5月21日に第7回社会保障審議会介護給付費分科会で報告された。定員規模別の内部留保額は、特別養護老人ホーム1施設当たり

の平均値で発生源内部留保額約3.1億円、実在内部留保約1.6億円という結果が得られている。続いて、2013年10月に会計検査院は平成24年度決算検査報告の「(9)社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について」において、厚生労働大臣に対して様々な意見が示されている。

さらに、2016年度に社会福祉法が改正され、2017年4月1日に本格施行された改正社会福祉法に基づく社会福祉法人制度改革の主な内容として、(1)経営組織のガバナンス化、(2)事業経営の透明性の向上、(3)財務規律の強化、(4)地域における公益的な取り組みを実施する責務、(5)行政の関与の在り方などがある。ここでは、(3)の財務規律の強化に関する事項として、「社会福祉法人の保有する財産のうち、負債、基本金及び国庫補助等特別積立金を除いた純資産から、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下可能な財産(社会福祉充実財産<sup>2)</sup>)を明確化するとともに、再投下可能な財産が生じる場合は、社会福祉充実計画を策定し、既存事業の充実や新たな取組に有効活用することとしたこと(法第55条の2第1項)」(厚生労働省、2017a, pp.2-3)が定められている。要するに、2017年4月1日以降に、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定しなければならないこととされている。続いて、2017年12月18日の第20回社会保障審議会福祉部会において、厚生労働省は社会福祉法人制度改革の実施状況について報告をした。そのなかで、平成29(2017)年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について、社会福祉充実財産ありになったのは、2,025法人(全体の12%)で、社会福祉充実財産なしになったのは、15,392法人(全体の88%)であるという結果が示されている。

以上に述べたように、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯は、2011年に松山氏の記事を発端とし、これを機に社会福祉法人の内部留保問題について、社会からの関心が集ま

表 1 社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯（主な内容）

時 間	主な内容
2011年7月7日	日本経済新聞の「経済教室」に掲載された松山幸弘氏の「黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への拠出議論を」での論述3ポイント： (1) 社会福祉法人の多くは事業拡大に消極である。 (2) 黒字や純資産の合計額はトヨタ自動車を上回る。 (3) 社会還元しなければ優遇を受ける資格なしである。
2011年11月22日	行政刷新会議「提言型政策仕分け」 介護職員の処遇改善について、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。合わせて、事業者の内部留保がある場合にはそのまま活用を行うべき。
2011年12月5日	第87回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「平成22年度末特別養護老人ホームの貸借対照表（1施設当たり平均値）」 内部留保額約3.1億円 内部留保＝その他積立金＋次期繰越活動収支差額
2012年7月3日	財務省「平成24年度予算執行調査の調査結果の概要」 (1) 内部留保について、保有状況に大きなバラツキが見られ、大規模施設の方が入居者一人当たりで比較しても多額な内部留保を保有している状況。(2) 内部留保が多額の施設のほど、利用者負担軽減事業の実施率が低い。(3) 内部留保額上位の施設には、多額の有価証券を保有している施設があったほか、会計処理が不適切であると見られる施設も散見された。
2013年5月21日	第7回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「特別養護老人ホームの内部留保について」 発生源内部留保額約3.1億円 実在内部留保額約1.6億円
2013年10月22日	会計検査院による平成24年度決算検査報告の「(9) 社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について」での提言 (1) 特養ホームにおける将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導すること。(2) 特別積立金に見合う金額を特別積立金として経理させるとともに、特養ホームにおいて保有している特別積立金を有効に活用するための具体的な使途を改めて検討させるように指導すること。
2017年12月18日	第20回社会保障審議会福祉部会 「社会福祉法人制度改革の実施状況について」より、平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について (2017年7月1日時点の集計値、N=17,417法人) 「社会福祉充実財産あり」2,025法人（12%） 「社会福祉充実財産なし」15,392法人（88%）

出所：財務省（2012）、会計検査院（2013）、厚生労働省（2011, 2013, 2017b）、東条（2014）、荒井（2017）pp.2-3、千葉（2018）p.64をもとに筆者作成

り、内部留保問題が多方面に取り上げられて、調査や分析が行われるようになった。さらに、2017年4月1日に改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定することが義務化された。詳細な内容を表1のようにまとめた。

## 2.2 先行研究における社会福祉法人の内部留保の定義

先行研究における社会福祉法人の内部留保は、様々な定義がなされている。そこで、本研究はそれらの内部留保を資金留保と利益留保に分類した。また、資金留保を松原（2013）、松原（2014）と黒木（2014）の主張をもとに、社会福祉法人が保有する資金と定義する。利益留

保を黒木 (2015a) と李・磯山・王 (2017) の主張をもとに、財務諸表等書面上に表示された利益剰余金と捉える。

先行研究における社会福祉法人の内部留保の定義を以下のようにまとめた。

第 1 に、各著者が等しく内部留保として表現していても、それぞれの意味合いが異なっている。松原 (2013) では、「したがって本稿でいう内部留保には、概念的に一言でいえば内部資金の蓄積額があてはまる。既述のように内部資金とは、事業体が事業活動の過程において事業体内で生み出す資金を指す」(松原, 2013, p.19) と定義している。松原 (2014) の研究においては、「内部資金の蓄積額を源泉とする借方に計上されている換金性資産のうち、準備資産としての性格を有する資産である」(松原, 2014, p.267) と主張している。要するに、松原 (2013) 及び松原 (2014) に言及した内部留保は資金留保を意味している。黒木 (2014) では、内部留保を「社会福祉法人が現在および将来の費用に用いることができる現預金・現預金相当額」(黒木, 2014, p.169) と捉えており、ここでの内部留保は資金留保を意味している。その一方、黒木 (2015a) では、「内部留保とは、経済活動を通して獲得した利益のうち、組織の内部へ保留され蓄積された部分である」(黒木, 2015a, p.33) と表現しており、ここでの内部留保は利益留保を意味している。李・磯山・王は、「社会福祉法人は非営利法人であることから配当 (剰余金処分) が認められておらず、過去の利益の蓄積額は赤字経営をしない限り増加する特性がある。このように、非分配制約を有する非営利組織は、配当などにより利益を分配することができないことから、会計期間での利益は内部留保 (Retained Earnings) となる」(李・磯山・王, 2017, p.99) と述べており、ここでの内部留保は利益留保を意味している。

第 2 に、同じ著者であっても、分析の目的によって、内部留保の捉え方が違うこともある。黒木 (2014) と黒木 (2015a) で説明すること

ができる。黒木 (2014) は社会福祉法人における内部留保を規模別・事業領域別に分析し、その実態を提示している。そこでは、内部留保が「社会福祉法人が現在および将来の費用に用いることができる現預金・現預金相当額」(黒木, 2014, p.169) と定義されている。ここでは内部留保を資金留保として捉えているといえる。その一方、黒木 (2015a) は社会福祉法人における内部留保が相対的に多額となる要因について、人的支出との関連性という視点から検証することを目的とした。そのため、非営利組織の内部留保を「内部留保とは、経済活動を通して獲得した利益のうち、組織の内部へ保留され蓄積された部分である」(黒木, 2015a, p.33) としている。ここでの内部留保は利益留保のことを指していると考えられる。加えて、黒木 (2015a) では、基本財産、実在内部留保、発生源内部留保を用いて実証分析している。要するに、資金留保だけではなく、利益留保も用いて検証を行っているといえる。また、その推定結果の頑健性を高めるため、ロバスト・チェック<sup>3)</sup>を行っている。

さらに、以上の先行研究における社会福祉法人の内部留保の諸定義は、「そもそも内部留保は会計学上の学術用語とは言い難く、経営分析の際に使用される実務的な用語で、その意味では分析目的によってその捉え方に多少のブレが生じるのはやむを得ないだろう」(松原, 2013, p.19) と指摘しているが、時代に伴い、内部留保に関する会計研究も徐々に蓄積されていることから、内部留保について、学術的に議論がなされるようになってきているといえる。かつ内部留保の捉え方が先行研究によってやや異なっているということである。

## 2.3 先行研究における社会福祉法人の内部留保の保有目的

松原は、「内部留保の必要性、機能・役割、保有目的といった、そもそも内部留保とは事業体にとって何なのかという視点から定義すべき

ではないか」(松原, 2014, p.250) と論じている。そこで、本稿は、先行研究における社会福祉法人の内部留保の保有目的を将来の事業資金の確保や不確実性への備えと、継続的な組織の維持運営の2つに分類した。また、将来の事業資金の確保や不確実性への備えという内部留保の保有目的は、松原(2013)、黒木(2015b)と浅尾(2020)等の主張に基づき検討している。さらに、黒木(2015a)、千葉(2018)と國見(2018a)等の主張を基に、もう1つの内部留保の保有目的を継続的な組織の維持運営のためとする。

内部留保の保有目的を将来の事業資金の確保や不確実性への備えとする研究として、松原は、「内部留保の意義は、将来の事業資金確保や事業リスクに備えた準備資産と捉えるのが妥当だろう」(松原, 2013, p.19) と指摘している。また黒木は、「新規事業や施設への投資、将来の不確実性への備えを目的とした健全運営に内部留保が必須である」(黒木, 2015b, p.64) としている。さらに、浅尾は、「将来的に施設の建設、増設及び修繕等を予定している場合、事業継続のため、介護収入から建設費等の資金を事前に内部留保しておかなければならないのである」(浅尾, 2020, p.59) と述べている。

その一方、内部留保の保有目的を継続的な組織の維持運営のためとする研究として、黒木によれば、「社会福祉法人は不確実性の高い状況で事業運営を行っている。そのため、固定費としての人的支出を維持することや、将来の投資機会を得ることを目的として、社会福祉法人は意図的に内部留保を行っている可能性がある」(黒木, 2015a, p.34) という。また千葉は、「スタッフを雇用する労働市場、利用者の直接処遇にかかるさまざまな物品(給食材料、水道光熱、福祉サービス用の消耗用品費等)にかかる市場などに向き合い、社会の経済循環のなかに組み込まれた主体でもあるという意味においては、公共性や非営利性の有無にかかわらず、組織として維持存続すべき最小限度の余剰を確保しな

ければなりません」(千葉, 2018, p.65) と指摘している。さらに、國見は、「いかなる組織といえども不測の事態に備えて利益の一部を内部に留保すること自体には必要性があり、組織運営の維持継続のためには利益確保とその留保は重要である」(國見, 2018a, p.94) と述べている。社会福祉法人は公益性が高い非営利法人であるため、安定的事業を継続することが肝要である。かつ将来的経営の支障に対応するため、ある程度の内部留保の蓄積が必要である。

### 3. 先行研究レビュー

#### 3.1 社会福祉法人の内部留保に関する理論研究

社会福祉法人の内部留保に関する理論研究を以下のようにまとめた。まず、社会福祉法人の内部留保の問題点を言及する研究である。松原(2014)は、先行研究における内部留保の問題点を以下のようにまとめている。必要な内部留保の具体的算出方法が示されていないことにより、過大であるとする判定尺度が示されていないまま、過大論を論じていることと、活用論を論じる際に、貸借対照表の貸方ベースのみで論じ、借方をベースにした金額で論じられていないことと、活用可能な金額の把握が曖昧である等の問題が残されているということである。さらに、以上の問題点が生じたのは、松原は「内部留保問題は本来、経営的視点で捉えるべき課題であるにも関わらず、会計的側面である、何を内部留保に加えるか否かといった内部留保の範囲を中心に議論されてきたため」(松原, 2014, pp.251-252) と主張している。加えて、「内部留保については、これまでみてきただけで、『純資産合計』、『発生源内部留保』、『実在内部留保』、『必要内部留保』と、4つの概念が存在して曖昧であり、恣意性が高い」(萩原, 2014, p.20) と指摘している。要するに、萩原(2014)は内部留保の多様性を問題視している。

次に、社会福祉法人の財務諸表上に表示された内部留保と法人が実際に保有する資金の相違に関する研究もなされている。濱本(2014)は、

建物を建設する際や借入金元金償還を行ったりした場合は、その財源が流動資産か、積立預金かに関係せず、内部留保<sup>4)</sup>は変化がない一方、内部留保の資金的裏付け（保有資金）<sup>5)</sup>が減少したことにより、内部留保と保有資金は乖離することを明示している。続いて、萩原（2014）は、「貸借対照表の勘定科目の『次期繰越活動増減差額』には、資金的裏付けのない『国庫補助金等特別積立金取崩額』が含まれることになり、財政状態も適正に表示できない。しかも、この国庫補助金の取崩しがもたらす影響は、事業活動計算書における『当期活動増減差額』へ単年度分で済むが、貸借対照表上の『次期繰越活動増減差額』へは事業年度の累計分が及び、内部留保を過大に見せる効果はきわめて大きい」（萩原，2014，pp.21-22）と指摘している。さらに、千葉によれば、「『キャッシュアウトのない費用』<sup>6)</sup>と『費用にならないキャッシュアウト』<sup>7)</sup>という事象の存在によって、内部留保と現預金の関係が断ち切られているという点を、内部留保論者は見落としているということが、ここでいう内部留保の会計学的な考察から見えてきた問題点の結論となるわけだ」（千葉，2014，pp.71-72）と述べている。以上のことから、社会福祉法人の内部留保を議論することに当たっては、書面上に表示された内部留保と法人が実際に保有する資金を慎重に区別すべきである。

前章でも言及したように、2016年に社会福祉法が改正され、2017年4月1日以降に、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定することが義務化された。それ以降、内部留保に関する理論研究は、社会福祉充実残額といった再投下可能な内部留保という概念に関する議論に移行した。

先行研究において、社会福祉充実残額の問題点を以下のように指摘している。國見（2018a）及び國見（2018b）によれば、まず、一般公表情報から何を対象財産に入れるべきかが明確でないことにより、控除対象財産の計測困難性を

問題視している。そこで、福祉事業用財産の建て替えに関する費用と大規模修繕に必要な自己資金の算定が困難であることを例として挙げている。また、現時点で公表されている情報レベルでは、組織外部者による検証が極めて難しいという。さらに、千葉（2019）は、厚生労働省が示した控除対象財産については、なぜ社会福祉法に基づく事業に活用する不動産等、再生産に必要な財産、必要な運転資金が含まれているのか、この3つで十分なのかに関しては、十分な説明がなされていないと指摘している。以上のことから、社会福祉充実残額という概念に関する議論は、主にその正確な算定が難しいことが問題だといえる。

### 3.2 社会福祉法人の内部留保に関する実証研究

社会福祉法人の内部留保に関する実証研究は、これまでの蓄積が僅少である。

まず、黒木（2014）は、社会福祉法人における内部留保の実態を明らかにすることを目的とし、社会福祉法人の財務諸表から手作業で構築した財務データベース（2010年）を用いて、大阪府の530法人を対象に、社会福祉法人における内部留保を規模別・事業領域別に分析した。分析の結果、第1に、社会福祉法人は、基本財産<sup>8)</sup>で約3か月から5か月、実在内部留保で約2か月から3か月、発生源内部留保で約7か月から10か月程度を保有しているとの結果が得られている。第2に、社会福祉法人における内部留保は、法人規模が大きくなるほど、それが非常に大きくなるという結果となっている。第3に、介護保険事業及び老人福祉事業の内部留保比率は高く、児童福祉事業及び保育事業のそれは低いことを明らかにしている。一方で、社会福祉法人における内部留保に影響を与えるその他の要因と、財務データの補強と大阪府以外の分析対象の拡大が今後の研究課題だとしている。

続いて、黒木（2015a）は、2010年の財務データベースで、大阪府の577法人を対象に、社会

福祉法人の人的支出と内部留保の関連性に着目し、社会福祉法人における内部留保が相対的に過大な要因について検証をしている。具体的には、社会福祉法人の人的支出を、常勤職員への支出、非常勤職員への支出、役員報酬という3つに分けて変数として設定し、これらと内部留保との関連性を検証した。その結果、社会福祉法人における人的支出、常勤職員への人的支出と3つの内部留保<sup>9)</sup>との間に、有意なプラスの関連性があることが確認されたが、非常勤職員給与や役員報酬と内部留保の間には有意な関連性は検出されなかった。さらに、研究課題を以下のようにまとめている。非営利組織において、常勤職員に対する報酬が、エージェンシー問題を示しているのか、あるいは事業サービスに必要なものとして維持すべきものであるのかについて、検証することの必要性と、社会福祉法人に維持された内部留保の用途の解明と、分析結果から得られた実証的証拠にもとづき、介護報酬改定や社会福祉制度に対して慎重にフィードバックの考察を行うことである。

これに対して、國見(2018a)は、川崎市健康福祉局所轄社会福祉法人49法人と、川崎市子ども未来局所轄社会福祉法人14法人で合計63法人を対象にし、2015年3月から3年分のデータ(児童専業(保育園)11法人は2015年3月分の財務データのみ)を用いて、2015年3月から2017年3月までの「医療・福祉業」という企業業種である企業51,500法人と比較し、仮説検証を行った。そこで、内部留保比率<sup>10)</sup>を利益留保の視点から捉えた内部留保とし、現預金比率<sup>11)</sup>を資金留保の視点から捉えた内部留保とした。分析の結果、第1に、利益留保の視点から、社会福祉法人の内部留保比率は企業に比べて多い傾向にあり、資金留保の視点から企業に比べて少ない傾向にあることを明らかにしている。第2に、利益留保の視点と資金留保の視点とも、社会福祉法人の内部留保は規模に正比例して増加する傾向にあるとの結果が得られている。第3に、社会福祉法人の内部留保は

分野毎に差異が存在する、また内部留保比率は障害者・児童・高齢者の順番(高い順)になるという結果となっている。一方で、研究を進める過程で、情報開示(ディスクロージャー)の在り方と開示情報の信頼性の問題を発見することにより、今後社会福祉法人の情報開示(ディスクロージャー)の改善の必要性が高いと指摘されている。

國見(2018b)は、社会福祉法人の内部留保の実像を把握するため、川崎市健康福祉局所轄社会福祉法人49法人(2017年3月末のデータ)と、川崎市子ども未来局所轄社会福祉法人13法人(2016年3月末のデータ)で合計62法人を対象にし、内部留保概念<sup>12)</sup>の違いによって内部留保がどのように変化するのかを比較検討し、これらの複数の概念を用いて、事業分野毎に社会福祉法人の内部留保の蓄積状況について検証を行った。分析の結果、内部留保の概念の違いによって内部留保の平均的実像は大きく変動することがわかった。また、概念の違いにかかわらず事業分野毎に特徴があることを明示している。具体的に、金額(平均値及び中央値とも)から見た内部留保の場合は、高齢者施設や障害者施設の方が保育園に比べて多い傾向にあるという結果である。内部留保比率から見た場合は、保育園は障害者施設と高齢者施設と比較して概ね内部留保比率が低い傾向にあるという結果が得られている。さらに、内部留保の蓄積と設立認可年との関係性については概ね相関関係が見られたという結果が得られている。最後に、以上の分析を通じて、社会福祉法人経営の安定性及び行政監督の在り方に関する制度上の問題点を言及し、それに対して、継続的で安定的な福祉サービス供給のためには社会福祉法人の経営基盤強化の必要性と、社会福祉法人を巡る制度改善の重要性に論じている。

## 4. おわりに

### 4.1 論文全体のまとめ

本研究は社会福祉法人の内部留保をさらに深

く検討するために、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯、定義、保有目的を整理したうえで、それらを考察した。加えて、社会福祉法人の内部留保に関する主な先行研究を概観し、現在までの知見を整理した後、今後の研究の方向性を提示することを目的とした。

第2節においては、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯、先行研究における内部留保の定義や内部留保の保有目的をまとめた。まず、社会福祉法人の内部留保に関する議論の経緯は、2011年の松山氏の新聞記事を発端としている。これを機に社会福祉法人の内部留保問題について社会からの関心が集まり、内部留保問題が多面で取り上げられて、調査や分析が行われるようになった。さらに、2017年4月1日に改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人は、毎会計年度、社会福祉充実残額を算出することが義務化された。続いて、先行研究における内部留保の定義を整理したうえで、それらの特徴を解明した。第1に、各著者は同様に内部留保という表現をしているが、それぞれに指すものが異なっている。また、それらの内部留保の定義を資金留保と利益留保に分けた。第2に、同じ著者であっても、分析目的によってその捉え方が違うこともある。最後に、先行研究における内部留保の保有目的をまとめ、それらを検討した。その結果、社会福祉法人の内部留保の保有目的を将来の事業資金の確保や不確実性への備えと、継続的な組織の維持運営に分類した。社会福祉法人は公益性が高い非営利法人であるため、安定的に事業を運営することが肝要である。かつ将来的経営の支障に対応するため、ある程度の内部留保の蓄積が必要である。

第3節では、社会福祉法人の内部留保に関する主な先行研究を、理論研究と実証研究に分け、レビューを行った。理論研究は大きく3つに分類される。第1は、社会福祉法人の内部留保の問題点に言及する研究である。具体的には内部留保を論じる際の判定基準と内部留保の多

様性などを例に挙げている。第2は、財務諸表上に表示された内部留保と法人が実際に保有する資金の相違に関する研究である。濱本(2014)は、流動資産やその他積立金を使って建物を建設したり設備資金借入金元金を返済したりすると、内部留保は不変であるが、内部留保の資金的裏付け(保有資金)は減少したと明示している。第3は、社会福祉充実残額といった再投下可能な内部留保という概念に関する議論の研究である。例えば、國見(2018b)は、現時点で公表している情報から第三者が合理的に算定することと、組織外部者による検証が極めて難しいと指摘している。理論研究をまとめると、主に財務諸表における勘定科目が問題であるといえるだろう。社会福祉法人の会計は1954年の社会福祉会計要領をはじめ、企業会計制度を参照し、公益性が高い非営利法人の性質を考慮しながら、何度も会計基準の修正を行い、社会福祉法人会計基準(現行基準)<sup>13)</sup>に至っている。以上のことから、今後の社会福祉法人会計基準の修正に当たっては、内部留保の算定をさらに正確にすることが不可欠と思われる。

先行研究における実証研究では、社会福祉法人の内部留保の実態を捉えることを目的としたものが多い。検証の結果、全業種事業を運営する社会福祉法人では事業規模が大きいくほど、保有する内部留保が多いことが得られている。また、社会福祉法人における内部留保は各事業領域によって相違があり、主に介護保険事業を実施している法人の内部留保が大きく、保育事業を運営する法人の内部留保が小さい。社会福祉法人の内部留保をテーマに研究する際は、法人の各事業領域を考慮する必要がある。

## 4.2 今後の研究の方向性

社会福祉法人の内部留保に関する先行研究のレビューの結果、明らかにした問題は以下の通りである。第1に、実証研究で用いた財務データはほぼ単年度のものである。黒木(2014)、黒木(2015a)と國見(2018b)が挙げられる。

さらに頑健な結果を得るためには、分析期間を拡大することが不可欠である。加えて、小栗・谷江・山口（2015）の内部留保に関する実証研究に鑑み、各年度の内部留保の構造を考察することも興味深い。第2に、社会福祉法人の内部留保が過大な要因の実証を行ったのは黒木（2015a）のみである。陳（2020）では、社会福祉法人の経営実態に関する実証研究を行い、社会福祉法人の事業規模によって、費用（人件費、事業費、事務費のことを指す）の発生態様が異なるという結果が得られている。よって、人的支出以外、事業費と事務費との関連性を検討する必要があるかもしれない。第3に、地域性を考慮すべきである。既存の実証研究は大阪府と川崎市のデータである。他の地域の実態はどうであろうか。加えて、大都市と地方において、それぞれの法人の内部留保の実態がどのようになっているかを検証することが不可欠である。第4に、既存の主な社会福祉法人の内部留保に関する先行研究は、外部の視点から見た法人の内部留保の実態である。それらは、公表された財務データを用いて分析していることによる。一方、社会福祉法人では内部留保をどのように捉えているのであろうか。よって、社会福祉法人へのインタビュー調査やアンケート調査といった定性調査を行い、先行研究で示された結果や考察と対比しての検討が残されている。

次に、理論研究における議論対象は特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人であり、実証研究では全業種を行う社会福祉法人が対象となっている。黒木（2014）では多額の内部留保を保有する法人が一部存在する一方、ほとんどの法人の内部資金は少額であることと、介護保険事業及び老人福祉事業の内部留保率は高く、児童福祉事業および保育事業のそれは低いという結果が得られている。さらに、國見は、「保育園は他分野に比べて人件費比率が高く、利益率や自己資本比率が低いことから内部留保が蓄積しにくい収益構造にある」（國見，2018b, p.123）としている。以上より、事業内容によ

って内部留保の実態が異なることが明らかである。両者を対比した研究により、社会福祉法人の内部留保に関する新たな知見が導かれるものと思われる。

さらに、社会福祉充実残額の算出が義務化されるようになってから日が浅いこともあり、社会福祉充実残額を対象として研究された例はまだほとんど見られないため、今後の研究課題とし検証したい。

## 付 記

本稿は、2021年3月12日にZoom会議で開催された日本マネジメント学会2021年度第3回関東部会での研究報告を加筆修正したものである。当部会においてコメントターの堀野亘求先生（敬和学園大学）から、また匿名のレフリーの先生（2名）から貴重なコメントを頂いた。ここに記して、感謝申し上げたい。

## 注

- 1) さらに詳細な内容について、明治安田生活福祉研究所（2013）を参照。
- 2) 改正社会福祉法第55条の2第3項第4号に定められている法律上の用語「社会福祉充実残額」と同義のものである。厚生労働省の資料は、社会福祉充実財産と表現している場合があるが、本研究では、主に社会福祉充実残額という表現を用いる。
- 3) 黒木（2015a, pp.38-39）を参照。
- 4) 濱本（2014, pp.68-69）を参照。
- 5) 濱本（2014, pp.68-69）を参照。
- 6) 千葉（2014, pp.70-72）を参照。
- 7) 千葉（2014, pp.70-72）を参照。
- 8) 黒木（2014, p.169）を参照。
- 9) 内部留保の尺度を基本財産、実在内部留保、発生源内部留保にしている。
- 10) 國見（2018a, pp.104-109）を参照。
- 11) 國見（2018a, pp.104-109）を参照。
- 12) 発生源内部留保、実在内部留保、実質内部留保を用いる。
- 13) 社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百七十六号）令和3年11月12日公布、令和4年4月1日施行。

## 参考文献

- 荒井貴史 (2017) 「社会福祉法人制度と内部留保について」『尾道市立大学経済情報論集』第 17 巻第 1 号, pp.1-25.
- 浅尾隆司 (2020) 「社会福祉法人における会計の課題」『広島大学マネジメント研究』第 21 号, pp.47-61.
- 小栗崇資・谷江武士・山口不二夫 (2015) 『内部留保の研究』唯学書房.
- 黒木淳 (2014) 「社会福祉法人における内部留保の実態分析－法人の規模と事業領域の観点から－」『経営研究』第 65 巻第 3 号, pp.165-178.
- 黒木淳 (2015a) 「社会福祉法人における人的支出と内部留保の関連性」『社会関連会計研究』第 27 号, pp.31-41.
- 黒木淳 (2015b) 「決して多額ではない社会福祉法人の内部留保 一方で『6 ヶ月以上』ある法人も一定割合存在」『日経ヘルスケア』第 310 号, pp.64-67.
- 國見真理子 (2018a) 「社会福祉法人の内部留保について：企業との比較を交えつつ」『三田商学研究』第 61 巻第 1 号, pp.93-111.
- 國見真理子 (2018b) 「社会福祉法人の内部留保に関する一考察：高齢者・障害者・児童の主要 3 分野の横断的分析」『大原社会問題研究所雑誌』第 719・720 号, pp.105-125.
- 千葉正展 (2014) 「内部留保のどのようなことが問題なのか」『介護保険情報』第 15 巻第 2 号, pp.70-73.
- 千葉正展 (2018) 「実践マネジメント講座 財務管理 (第 10 回) 社会福祉法人の内部留保批判」『月刊福祉』第 101 巻第 2 号, pp.62-65.
- 千葉正展 (2019) 「社会福祉充実残額の発生傾向に関する研究」『現代福祉研究』第 19 号, pp.101-114.
- 陳峰榕 (2020) 「社会福祉法人の経営実態に関する一考察」『紀要立教ビジネスデザイン』第 17 号, pp.59-70.
- 東条正美 (2014) 「多様化する保育園と経営 (51) 社会福祉法人の内部留保問題」『厚生福祉』第 6048 号, pp.2-7.
- 濱本賢二 (2014) 「社会福祉法人の内部留保問題の分析－内部留保と資金の乖離に着目して－」『会計

検査研究』第 49 号, pp.67-81.

- 萩原康一 (2014) 「『社会福祉法人改革』をめぐる議論と課題－『内部留保論』を中心とした考察－」『国民医療』第 318 号, pp.17-27.
- 松原由美 (2013) 「特養の内部留保に関する一考察 (上)」『社会保険旬報』第 2523 号, pp.18-23.
- 松原由美 (2014) 「特別養護老人ホームの内部留保に関する一考察－利益のあり方を中心に－」『慶應経営論集』第 31 巻第 1 号, pp.247-272.
- 李相和・磯山優・王麗華 (2017) 「社会福祉法人における財務規律強化の論点とその検討」『埼玉学園大学紀要, 経済経営学部篇』第 17 号, pp.93-105.

## 資料

- 会計検査院 (2013) 「社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について」平成 24 年度決算検査報告 (平成 25 年 10 月 22 日).
- 厚生労働省 (2011) 「平成 22 年度末特別養護老人ホームの貸借対照表 (1 施設当たり平均値)」第 87 回社会保障審議会介護給付費分科会 (平成 23 年 12 月 5 日) 資料 3.
- 厚生労働省 (2013) 「特別養護老人ホームの内部留保について」社会保障審議会介護給付費分科会第 7 回介護経営調査委員会 (平成 25 年 5 月 21 日) 資料 3.
- 厚生労働省 (2017a) 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について (通知) 社会・援護局長通知 (平成 29 年 3 月 31 日) 社援発 0331 第 14 号.
- 厚生労働省 (2017b) 「社会福祉法人制度改革の実施状況について」第 20 回社会保障審議会福祉部会 (平成 29 年 12 月 18 日) 資料 2.
- 財務省 (2012) 「平成 24 年度予算執行調査の調査結果の概要」(平成 24 年 7 月 3 日).
- 日本経済新聞 (2011 年 7 月 7 日朝刊, 第 23 頁).
- 明治安田生活福祉研究所 (2013) 「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書」(平成 25 年 3 月).

## インターネット資料

- 厚生労働省「社会福祉法人制度改革について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000155170.pdf> (2022 年 10 月 12 日最終閲覧)